

## 別紙第2

# 勸 告

次の事項を実現するため、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）、一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成9年法律第65号）及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号）を改正することを勧告する。

### 1 一般職の職員の給与に関する法律の改正

#### (1) 俸給表

現行の俸給表（専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表を除く。）を別記第1のとおり改定すること。

#### (2) 勤勉手当について

##### ア 令和4年12月期の支給割合

##### (ア) (イ)及び(ウ)以外の職員

勤勉手当の支給割合を1.05月分（再任用職員にあつては、0.5月分）とすること。

##### (イ) 特定管理職員

勤勉手当の支給割合を1.25月分（再任用職員にあつては、0.6月分）とすること。

##### (ウ) 指定職俸給表の適用を受ける職員

勤勉手当の支給割合を1.05月分（再任用職員にあつては、0.575月分）とすること。

イ 令和5年6月期以降の支給割合

(ア) (イ)及び(ウ)以外の職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.475月分）とすること。

(イ) 特定管理職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.2月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.575月分）とすること。

(ウ) 指定職俸給表の適用を受ける職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.025月分とすること。

2 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の改正

(1) 俸給表

現行の俸給表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当について

ア 令和4年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.675月分とすること。

イ 令和5年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.65月分とすること。

### 3 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の改正

#### (1) 俸給表

現行の俸給表を別記第3のとおり改定すること。

#### (2) 特定任期付職員の期末手当について

##### ア 令和4年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.675月分とすること。

##### イ 令和5年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.65月分とすること。

### 4 改定の実施時期

この改定は、令和4年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のア、2の(2)のア及び3の(2)のアについてはこの勧告を実施するための法律の公布の日から、1の(2)のイ、2の(2)のイ及び3の(2)のイについては令和5年4月1日から実施すること。